

平成30年3月6日（火曜日）午前10時0分開議

○議長（北 良晃君） 16番三橋君。

（16番 三橋和史君 登壇）

○16番（三橋和史君） 日本維新の会の三橋でございます。

通告に従い、会派を代表して一問一答方式で質問いたします。

政治や行政の透明性を求める声は一段と高まりつつあります。国政におきましても、国の重要施策に関して、政府が国会に提出した資料の内容に誤りがあったことが問題視され、民主的議論を実現すべき国会における審査の前提を崩すものであると強く批判されているところであります。

私の前職は奈良県の行政職でございまして、振り返れば、県庁におきましても古い政治が行われ、行政に関しましても、公務員が自身らの都合に合わせた事務を行っていることをさんざん目の当たりにしてきた経験がございますが、保身に走り、正義を見て見ぬふりをする公務員、正義を貫いて職務を全うしようとする職員が左遷されてしまうような組織風土、さまざまな古きあしき側面が、今、公にされ始めようとしております。

先月2月下旬には、約2年前に発覚した奈良市郊外の山林において、業者が違法に土砂を掘削していたという全国的な関心を集めた事案に関しまして、県の対応を取りまとめた行政文書の公開のあり方をめぐり、情報公開審査会が原処分を覆す答申を行い、報道機関や有識者などからも行政による資料の改ざんや隠蔽などの疑義が指摘され、当時にさかのぼって職員の責任を明確にして、これを追及する動きがございます。

翻って奈良市役所の現状を見たとき、それらは決して他人事とは言えない不透明さを私は感じずにはられません。新斎苑整備事業やクリーンセンターの建設に係る問題など、奈良市が議会や一般に対して提供する情報のあり方について不適切な部分が多々認められ、これらは即刻改善すべきであるということを指摘しておきたいと思っております。

行政というのは、公務員のものではなく、公務員のためのものでもなく、論をまたずに公務は国民のものであり、国民のためのものであります。市職員一人残らず、それぞれが一部の奉仕者ではなく、全体の奉仕者であるということを自覚し、日々の職務姿勢を見直していただきたいと思う次第であります。

以上を踏まえまして、この3月定例会市議会でも理事者におかれましては、委員会を含めて誠実な御答弁をいただきますようお願い申し上げます。

本日は、市民の関心の高い各分野につきまして、市長に質問します。

先般、平成30年度予算案が示されたところでございますが、まずは市長が力を傾注して取り組んでいらっしゃるという公有財産の管理状況及びその方針についてお尋ねします。

公有財産は、税により取得し管理しているものでありますから、その目的に沿った活用の際しても、最少の費用で最大の効果を上げるべきことが求められるものであります。まして、未利用の財産を放置しておくことについては、管理費用に加えて、本来享受すべき利益がもたらされていないことも考えますと、その状態は損失が発生しているというべきであり、その損失は日々増加していくものでありまして、税を預かる立場の行政としては避けるべき状態であると言えます。

そこで、市長にお尋ねしますが、未利用の財産の有効活用に向けまして、奈良市としてはどのような姿勢で取り組まれているのかお答えください。

1 問目、壇上からの質問といたします。

○議長（北 良晃君） 市長。

（市長 仲川元庸君 登壇）

○市長（仲川元庸君） ただいまの三橋議員からの御質問にお答え申し上げます。

公有財産の管理状況についての基本的な考え方ということでございますが、人口減少、また人口構成の変化に合わせて施設の統廃合また複合化を進め、低利用の施設については廃止し、また維持管理、更新コストを縮減していくということが大変重要であると考えております。また、今後も安全・安心な公共施設サービスを提供し続ける必要がありますため、長期的な視点を持って公共施設等の最適な配置を図っていくことが必要でございます。また、施設の統廃合については、次世代に過度な負担をかけることなく、公共施設サービスを持続させるためには、事業の見直し、また施設の統廃合を積極的に進めていくということが肝要かと存じております。

一方で、未利用地や施設の統廃合などによって生じる用地などについては、その利活用を検討の上、適当な利活用方法がない場合には、処分を検討することが原則だと存じております。

以上でございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 2問目以降は自席からいたします。

私の調査によりまして、現状において行政目的のない未利用の財産、行政目的が名目上はあっても、その廃止手続が行われていないというだけで実質的には行政目的のない財産も多数存在するという、またそれらを所管する部署が多数に上っているということも判明しております。市長お述べのように、有効活用、利活用をしていくという姿勢、これについては異論はないものでございます。

資産経営に当たりましては、部局横断的に情報共有に努め検討していく必要があると考えますけれども、奈良市においてはどのような工夫をして取り組まれているのかお答えください。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 2問目以降は自席でお答え申し上げます。

御指摘のように、公有財産については十分利活用が図れていないものもあるということについては、私も認識いたしております。また一方で、所管課がそれぞればらばらになっていて、横断的な取り組みが十分図られていないという点については、今後さらに取り組みを進めていかなければと思っております。

本市といたしましては、副市長を議長といたしまして、部長級の職員で構成する資産経営推進会議というものを設置いたしております。また、全庁的な視点でファシリティマネジメントを推進していく、その中では施設の統廃合、転用また施設の最適なあり方を検討するということを目的として議論をさせていただいているところでもございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 部局横断的に情報共有に努めていらっしゃるということ、それにつきましてはよくわかりました。

平成28年4月1日に、お述べのように奈良市資産経営推進会議が設置され、同年には6月及び12月に会議が開かれております。恐らく今年度、平成29年度予算にはこれらの会議の結果を受け

て施策に反映されていたことでしょう。

それでは、来年度、平成30年度予算への反映に向けた平成29年度における資産経営推進会議の開催状況をお教えいただけますか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 平成28年度については2回開催をしたということですが、本年度については、現時点ではまだ開催していないということですが。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 市の未利用財産の有効活用に向けて、その工夫の一環といたしまして、部局横断的に情報共有に努めるという組織、これが資産経営推進会議ということですがけれども、まだ開催されていないということは全く理解できないです。

平成30年度の予算案を今議会に提出しているのに、なぜ平成29年度に一度も資産経営推進会議が開かれていないのか。会議を開かずに、一体どのようにして資産経営施策に関する予算を検討されたのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 本会議につきましては、全庁的な視点で、それぞれの所管課が所有している資産であったり、また事業を今後どのように有効に利活用していくかという視点での会議でございます。

一方で、その会議の議論を待たずとも、当然のことながら売却をすることが明白であるものについては順次売却をしていくということですが、来年度の予算につきましても、そういった視点から資産経営推進会議については開催はいたしておりませんが、これが予算措置をしていく上での前提になるという状況ではないと考えております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 私の調査では、所管をまたがる、部局をまたがる未利用地、これについて部局横断的な意思疎通ができていないことによって放置されている土地、そういうものもあるというふうに認識しておりますので、その辺は適正化を図って取り組んでいただきたいというふうに思います。資産経営推進会議、これは重要な会議だと思いますので、これもしっかりと活用した上で、市の施策を今後反映していただきたいというふうに思います。

時間もありませんので、次に、地方消費税の清算基準の見直しについてお尋ねいたします。

私も県の税制調査会を傍聴するなどいたしまして、調査を重ねておりました事項でございますけれども、今回の見直し内容につきましては、清算に用いている商業統計や経済センサス活動調査などによりましては、データの計上地と実際の最終消費地に乖離があるなどとして、いわゆる統計データのカバー比率を現行の75%から50%に改められるなどという措置がとられたものであります。そして、奈良県全体といたしましては36.7億円の増収で、そのうち18.4億円が市町村に交付されるものと見込まれているというところでございます。

そこで、お尋ねいたしますが、この市町村へ交付される18.4億円のうち、奈良市においては、見直しによって地方消費税については幾ら増収になるのか、その金額を教えてください。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 本市におきましては4.5億円、4億5000万円という見込みでございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） ありがとうございます。

奈良市としては約4.5億円の増収を見込んでいるということでございますけれども、基本的には、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた金額が交付税で調整されますので、一般財源としての実質の増額は留保財源に当たる部分だけという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 基本的にはその考え方がベースでございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） そうしましたら、約4.5億円のうち25%で、約1.2億円程度ということで認識いたしました。それが実質的な増収増だという認識でよろしいですか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 増収と交付税額の裏表の関係にあるということについては、当然、自治体経営の中では大前提ということでございますので、実際にはおっしゃっていただいているような歩どまりといたしますか、見込みであろうかというふうに存じます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 1.2億円といたしても、かなり大きな金額でございます。

奈良県におきましては、この地方消費税の清算基準の見直しによって、教育予算の充実という指針を定められ、県立高校での空調設置など具体的な施策内容について示されているところでございますが、奈良市においては、この増額分を市民にどのような内容で還元する方針でしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 県の方針というものも大変すばらしい考え方だというふうに存じております。

本市としては、県の考え方も当然視野に入れながらということではありますが、我々といたしましても、やはり子育て支援の充実であったり、また待機児童対策などの少子化対策、子育て環境の充実などの財源として活用していきたいと考えているところでございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） ありがとうございます。

学校の空調設備の設置等を具体的な財源措置として定められるのも一つかと思っておりますので、そういった何となく入ってきた税金ではございませんので、増収分がございましたら、何に使うのかというのを市民にしっかりと説明をする義務、これが行政にあると思っておりますので、またよろしく願いをしておきます。

通告しておりました徴税事務の強化につきましては、時間の都合で1点だけ要望しておきます。

2月6日の総務委員会でも私から意見いたしましたけれども、徴税事務の効率化、適正化が求められる中で、督促や催告封筒のデザインを工夫するなど、細かい事務の改善に向けた取り組みについても、所属長を初めとして管理職みずから関心を持って取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、市長の姿勢についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 議員から御提案をいただいていると伺っておりますが、県における催告書の取り組みについては、ぜひ参考にさせていただきたいというふうに考えております。

本市におきましては、現在約2万通の催告書等を送付しておりますが、現在は、より一般的な普通の封筒でございます。一方で、県のような非常に目立つビジュアルのものを導入するという事は、恐らくまたなれてこられるということもあろうかと思っておりますが、一定の周知効果は望め

るだろうというふうに考えております。そういったことから、来年度の取り組みの中でぜひ検討していきたいというふうに思っております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 同じ事務を行うに当たっても、些細な工夫だけで事務の効率化、適正化、これを図ることができるという面もございますので、ぜひ管理職みずから、こういった面に関心を向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の通告事項に移ります。

市立保育所等の運営に関してでございますが、奈良市においては、保育所やこども園など市立園が24も存在し、市立園と私立園の比率は約半数程度であります。他都市では民営化が随分と進んでいる一方で、奈良市は一向に進んでいないという状況にあると申すことができますが、この民営化によりましては、国庫負担や事業者負担など、これが期待できることもございまして、内閣府試算の公定価格や市立と私立の場合の市負担割合から算出しますと、年間約13億円もの奈良市財政負担額の軽減につながるという結果が私の調査で判明しております。

ちなみに、昨年、平成29年9月定例市議会においても、これに関する奈良市の財政負担の軽減の試算を私からお示しいたしましたけれども、その際に年間約3億6000万円であると申し上げたかと思いますが、見直しを重ねましたら適切な数字ではなかったかと思っております。相違があれば、また御指摘いただきたいと思っておりますけれども、改めて調査をいたしましたところ、先ほど申し上げたように、約13億円の財源を創出することができるという事実が判明したものと私は認識しております。

奈良市においても、そのような試算をお持ちなのかどうか、お尋ねをしたいと思います。お持ちでしたら、その試算されている金額を御説明いただきたいと思っております。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 公立の市立保育所の民間委託、民営化を図ることでどれだけの財源効果が生まれるかということでございます。

議員御指摘の十数億円という数字も、また議員の積算を教えていただければと思うんですが、我々の中で、現在、保育所の中でいわゆる山間部にございますなかなか子供たちが集まりにくい地域の保育所というのは、民間の事業者にとっても運営をしていく経済的なメリットというのは余り想定できないであろうというふうに考えております。

その中で、奈良市の中心部の保育所の中で、例えば既にもうこども園化などの計画に乗っかっているところは除外いたしまして、純粋な保育所ですね、今後も純粋な保育所として運営をしていくようなところということで試算をさせていただきました。園によって、定数に対してどれだけ子供が入っているかという問題、それから交付税も当然、公立から私立にかわることによって減額するということもありますが、ざっくりとした話で申し上げますと、大体1園当たり二千四、五百万円ぐらいの財政効果というのが見込まれるのではないかと試算をいたしております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 私の積算は、ぜひお越しいただいたら、いつでも御教示いたしますので、またよろしく願います。

市長がおっしゃるような、もちろん山間部などの過疎地域などでは、公立であることの必要性も認められるかもしれませんが、そういった地域を考慮に入れたといたしましても、年間12億円以上は奈良市の財政負担の軽減につながるというふうに私は考えております。

ぜひ、子ども未来部と財務部が連携して交付税の関係なども考慮した上、市としての試算を行って、改めて情報提供いただきたいと思います。情報提供いただきたい、どうでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） また、ぜひお出しさせていただきたいと思います。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

経常収支比率が100を超えて財政が危機的状況であるという中で、年間13億円、あるいは少なくとも見積もっても数億円もの財政負担が軽減されることがわかっているわけでありますから、公立にこだわる利点、これは何なのか。それを年間13億円あるいは数億円もの税金を投じて守るべきほどの利点と言えるのかどうか。それでも民営化が進まないということは、民間事業者が劣っているということなのかどうか。私はそうではないと思いますけれども、それではよく整理し検討した上で、民間にできることは民間に、それが補助金体系を考慮いたしましても、国の施策としても民営化を強く促されている分野の一つがこれだと思っておりますので、一層の推進力を持って進めさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 公立保育園の民営化については、中核市の中でもそういった取り組みを進められている自治体があるというふうに関及してございます。

先ほど申し上げた具体的な試算であったり、また議員からも御指摘いただいたように、公立でなければならない理由があるとすれば、どういう地域でどういうニーズなのかというところをしっかりと議論を整理いたしまして、今後の市の方向性を検討していきたいと考えております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） ぜひ、方針をもっと具体的に示されて御検討いただきたいというふうに思います。

次、新斎苑整備事業に関してお尋ねいたします。

防災の観点から計画地の近傍に指定されております土砂流出防備保安林の位置についてでございますが、議員及び理事者各位にも資料をお配りしておりますように、昨年、平成29年9月21日の委員会でも、私は奈良県が整備する保安林台帳附属図補助図を示しまして、奈良市新斎苑基本計画に記載されている保安林区域は誤りであると指摘いたしました。このとき市は、県とも協議した上で位置を確認したので問題はないという答弁をされました。また、最も理解に苦しむ答弁だったのが、市長の「県のほうでも当然、制度のほうは御存じであるというふうに考えておりますので、可及的速やかに、県において対応されるものだと考えております。」というものでございます。

奈良県が法令に基づく権限によって調製した保安林台帳附属図補助図で特定している区域、なぜこれを規制を受ける側の市が否定して、県が修正すべきだという考えになるのかわからないんです。9月21日、25日、28日、11月2日、12月11日、14日、私は少なくとも市議会において6回、またこれ以外の機会にも再三にわたってこの点を指摘してきたわけですが、12月11日の議会答弁に至っては、繰り返し同じ内容の質問に対して、全く質問に答えていただけないという状況でございました。

そして、真実を明らかにするために、本年2月22日奈良県議会におきまして、日本維新の会の議員から質問をしたところ、県は、保安林台帳附属図補助図に規定されている区域が保安林とし

て県が管理している位置であるという見解を明確に示されております。さらに、奈良県は、奈良市が県と協議して位置を確認したという事実はないと説明しており、しかも奈良市に対しては、保安林の区域はあくまで奈良県の保安林台帳附属図補助図の位置であるということを重ねてお伝えしており、今後十分気をつけて取り扱っていただきたいとあわせてお伝えしているということも答弁されています。

奈良市から今まで説明してきた奈良県と協議して位置を確認したという議会答弁、これは虚偽じゃないですか。実際には、これに関して奈良県から重ねて指導も受けているのではありませんか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 保安林のその場所の件については、今までも御案内のように、県と市で見解の相違があるという状況でございます。私どもといたしましては、この新斎苑の基本計画を公表するに当たりまして、県に位置の確認をいたしました。その際には、いずれの場所が保安林かは判断ができないため不明という回答でございました。

そのような中で、本市といたしましては、公図も参考に境界確定を行い、地権者の主張のもとで位置を定めているということでございますので、市としては、我々の考えている場所が適当であるというふうに考えております。

この点については、県から具体的にこの場所が県の考える保安林であるということの具体的な明示というものが無いということもございまして、そのあたりの県の主張を聞かせていただきたいというふうに考えております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） いや、奈良県の見解は、県議会でも公式に答弁されている保安林台帳附属図補助図、これに記載されている区域だと明確におっしゃっているんですよ。それを否定することですか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） ここについては、県の明示している場所についてもおよその指定ということになりますので、我々としては、実際に公図も確認をしながら場所を確定させていくということが必要になってまいります。

もともと保安林自体が非常に古い時代に指定をされているということもありますので、当初から非常に漠然とした場所の明示であったというふうに考えております。このあたりについては、県ともまた議論をさせていただく必要があるかというふうに考えております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） （三橋和史議員資料を示す）皆さんにお示ししておりますこういった図、縮尺が違いますので、私は重ね合わせ図も作成いたしました。およその位置がずれているというレベルではないんです。明確に、全く違うところに保安林が記載されている。

これについては、奈良市は規制を受ける側なんです。奈良市が幾ら勝手な解釈をしたからといって、保安林の区域、これが変わるわけではないんです。奈良県が権限を持って管理しているその区域が保安林の区域ということになりますので、その点、議会に対して提出した資料に誤りがある。しかも、それが地域防災計画にも重要施設として位置づけられている建設に関する資料、防災について検討してきているこの議論の前提となる保安林の位置に誤りがあるということは、新斎苑の整備に関して考察を加えた資料の残余の部分についても、その信憑性が疑われることに

なるんじゃないですか。

そうであるのに、9月以降再三にわたって私から指摘してきているにもかかわらず、奈良市はこれを訂正しなかった。奈良県から指導も受けている。奈良市のコンプライアンス、これはどうなっているのか。冒頭にも申し上げましたけれども、議会に虚偽の資料を示し続けて、土地の鑑定に当たっても、これは間違った資料を供しているということになるではありませんか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） その点については繰り返してございますが、県から、もし必要であれば、位置を具体的に特定いただければというふうに存じております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 具体的に特定されているじゃないですか。具体的に県議会でも保安林台帳附属図補助図に示されている区域、これが保安林だというふうに県から示されているじゃないですか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） （仲川元庸市長資料を示す）このこれをもって具体的とはなかなか言えないかと思います。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） これ以上申し上げても議論になりませんので、コンプライアンスにもかかわる話ですので、虚偽の公文書を作成しているというふうに言われても仕方がないんじゃないかと私は思いますので、その点を指摘しておきます。

持ち時間もございませんので次にまいりますが、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施のいかにについてお尋ねします。

平成29年9月定例会市議会において、私の質疑に対して市は、新斎苑の敷地自体が土砂災害警戒区域に今後指定される可能性があるという答弁をされています。

それでは、基礎調査計画がこの計画地で行われる具体的な時期はいつごろになるのでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） お尋ねの基礎調査については、以前から県に確認をしている中で、本計画地については、人家がなく今後も立地の見込みがないことから、現時点では基礎調査の対象にはならないと回答をいただいております。また、都市計画決定の手續に伴う県との協議におきましても、県が関係部署から意見聴取を行った結果、了という回答もされているという経緯もございます。

ただ一方で、県において今後、基礎調査を実施するという方針であれば、当然、市といたしましても協力し、必要な図面等も提供してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 今後基礎調査が実施され、土砂災害警戒区域に新斎苑の敷地自体が指定される可能性があるということですよ。そうであるならば、基礎調査の具体的な時期について、もうすぐこの事業を市が着工しようとしている、それに先立って、こういったものを県と協議する必要があるんじゃないですか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 先ほど申し上げましたように、都市計画決定に際しても、本計画地の周辺には人家がなく、今後も立地の見込みがないことから調査の対象にはならないという答えをいた



だいております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） いや、でも土砂災害警戒区域に指定される可能性があるんですね。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 何度も申し上げますが、仮に県が今後、基礎調査をするということであればという仮定の話であります。県においては都市計画の決定の手續に際しても、現状の市の計画に対しては了という回答をいただいておりますので、そういうことかと存じます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） そのあたりはしっかりと県市連携をとって、市民のために取り組んでいただきたいというふうに思います。

私が指摘したときから半年が経過しておりますので、それ以降、県とこの問題について協議をしたのかどうか、もししていなかったら、一体この間何をしていたのかということになりますので、またその辺は情報提供いただきたいと思います。

次、当初の公募が不調に終わり、事業者を市は再募集されましたけれども、その内容を見ると、市道の敷設についても議会での議論を経ることなく、土砂災害警戒区域に含まれる道路、施設へ続く橋梁が代替性のない道路となってしまうような計画、こういったものは防災上のリスクがより高まった内容になっているのではないかと思慮いたします。

防災に係る議論の中で、市民の生活を預かる公務員として、矜持を持って職務に当たっていただければ、こういったことにはならないと思うんですけれども、時間がありませんので、その辺は指摘しておきたいと思いますので。

再募集に係る積算根拠について、次にお尋ねをいたします。

担当部署からは、当初募集に係る積算根拠は一応存在していたものの、再募集に係る積算根拠資料はないものと説明を受けております。間違いありませんか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 担当課のやりとりで三橋議員にどういう説明をしたかは、ちょっと今、私は存じておりません。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 実態をお答えいただいたら結構なんですけれども、再募集に係る根拠資料はあるんですか、積算の根拠資料。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 先ほどの他の議員の御質問にもお答え申し上げましたが、一つ一つの積算をもう一度一からやり直すということではなく、今回はプロポーザル方式ということと、従来からの予算の枠の中で提案をいただくということもございました。ただ一方で、道路のつけかえであったり、上下水道の施設の負担が変更になったりというような変更点は当然ございますので、そのあたりについてはどういう増減になるだろうかという見立ては当然した上で募集をさせていただいております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 我々、日本維新の会は、再三にわたってこの再募集に係る積算根拠資料を求めていたにもかかわらず、現時点でその提供もない。先般の総務委員会でもそのことを申し上げましたけれども、公共事業の事業者募集に当たって積算根拠が明確でないということなど、

私は聞いたことがないんですけれども。積算根拠が明確でないのに、今回のように上下水道や道路などの内容の大幅な部分を除外して再募集する、こういったことになれば、公共事業の発注金額が業者の言いなりになってしまうのではないかというふうに懸念されるんですけれども。積算根拠が明確でないということは、最終的な総事業費、これが幾らになるのかわからないということになるんじゃないですか。

今後、事業内容の変更が繰り返されて、事業費が大幅に増加する高度の蓋然性があるというふうに考えますけれども、市長は明確にこれを否定することができますか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 先ほど申し上げた趣旨は、今回の再募集に際して、道路の形状を大きく変更すると、これに伴って関連の工事費であったり、また搬出をする土砂の量が変わるということは当然想定されます。また、自由な提案という範囲でありますけれども、それ以外の部分については、事業者のほうでよりコストパフォーマンスを考えた提案をいただくということで、プロポーザル方式とさせていただきますので、今回、結果としては1グループの提案ではございましたけれども、私どもといたしましては、十分に提案能力を有した事業者が競合して提案をいただくということによって、事業の競争性も当然ながら担保される。そういった制度を今回用意させていただいたというふうに考えておりますので、費用についても事業者の言いなりということでは決してなく、しっかりと積算された中でよりよい提案をなされたというふうに認識いたしております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 私が申し上げたのは、事業内容が今後変更を繰り返されて、最終的な総事業費、これが大幅に増加する、そういうようなことがないかどうか、こういう事態を市長が明確に否定できるかどうかという点なんですけれどもね。

事業が進行してしまってから増額変更だというふうに今後言われても、その時点になってしまえば、実質的に事業をもうとめるわけにはいかない。だからこそ、現時点での積算が適正に行われているかどうかが重要になってくるわけでありますので、市長、その最終的な総事業費、これが大幅に増加するということはないんですね。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 大幅に増加するということはないと考えております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） わかりました。今後も適正化を図っていただきたいと思います。

次に、クリーンセンターの移転建てかえについてお尋ねをいたします。

平成17年に成立した公害調停につきましては、公害紛争処理法に基づく契約でございまして、民法上の和解契約と同等の効力を有するものでございますが、市はこれを履行することができていない状況でございます。

昨年、平成29年7月に仲川市長は、これに基づいて設置された奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会が取りまとめた奈良市中ノ川町と東鳴川町への移転案について断念するとの見解を示されましたけれども、策定委員会の運営経費だけでも巨額の予算が既に執行されていたわけです。

この地域への移転を断念した主な理由について御説明いただけますか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） これまでも候補地の選定、また候補地の周辺の皆様方へ御理解いただくための説明会や戸別訪問などを行ってまいりましたが、最終的に御理解をいただくには至らなかったということが最大の要因でございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 質問の視点を変えますが、奈良市によりますと、現在の環境清美工場の維持管理費用は16億円、新クリーンセンターでは約9億円を試算している。また、売電収益がございますので、これが4億円から5億円程度見込まれるということですから、年間11億円程度の費用削減につながるという見解をもう既に示されていると思います。この点は間違いないですね。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） その試算については、今おっしゃっていただいた計算といたしますか、試算で合っております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 市長がこの事業を1年先送りするごとに、11億円もの損失が発生するということになります。10年で110億円にもなるわけですね。

昨年11月ごろ自治連合会におかれましても、奈良市クリーンセンター建設候補地の募集をされるなど、本来市が責任を持って行わなければならない事務について御協力をいただいたようです。それと同じころ、市長宛てには候補地として提案する地域や自治会はなかったのでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 今回の募集に際しましては、自治連合会が中心となられて公募の取り組みをなされました。その中では、該当する提案はなかったというふうに聞いてございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 私が聞いているのは、それと同じころ、それとは別に市長宛てに候補地として提案するような地域や自治会はなかったのかどうかという点なんですけれども、いかがですか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 極めて個人的な御提案ということでは、市に対する意見はいただいたことはございますが、いわゆるその地域の住民の皆様のご一定のお声ということで提案をいただいたものは皆無でございました。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 平成29年11月30日に中ノ川町東自治会から市長宛てに提出された文書があることが判明しております。担当課も受領書ということで受領印まで押していただいておりますけれども、この文書の一部を抜粋いたします。

「以前から奈良市によって、中ノ川町地内の当該地がクリーンセンターの建設候補地として検討が重ねられてきたところであるが、奈良市からは、計画の具体的な内容について十分な説明を受ける機会がないままであった。平成29年7月に地域住民に説明を経ることなく、今の計画地は断念すると表明されましたが、クリーンセンターの建設候補地とする計画の具体的な内容について、地域住民が十分な説明を受ける機会がないまま、これまで多額の税金を費やした上で、建設候補地として当該地を選定してきたという議論の積み重ねの結果を翻すことは税金の無駄遣いといしか言いようがない。また、奈良市において計画の具体的な内容の説明をする用意があるのであれば、私ども地域住民としては、奈良市による説明を受けてもよいと考える」というような内容

であります。

説明する機会をいただけないと言いながら、地元自治会から説明を受けてもよいという提案が提出されているのではないんですか。説明と実態が乖離していると思うんですけれども。ここは策定委員会において選定された地域でもございますし、土地の地権者も協力的であるというふうに伺っております。善意を受けて、市から住民の皆さんに説明をすべきではないかというふうに思うんですけれども、またこの機会を先送りして1年ごとに11億円を無駄にするつもりなのかということになってきてしまいますよね。

しかも、当時、交通量の増加やそれに伴う交通渋滞の解消施策として、奈良市から一部住民に対して、道路の敷設案やそれに要する費用などを具体的に示して、提案もしているという事実があるということをお私に把握しているんです。奈良市が作成した資料ですね、これ。（三橋和史議員資料を示す）こういったものを当該地域の住民にも示しているという事実、これを把握しているんですけれども。

交通に関する住民の懸念を解消するための道路建設案として、約20億円というふうに概算額が書いてございます。こういった資料を市から提案して示しているという事実、なぜこのような重要な事実に関して、情報提供が今まで奈良市からないのかという点が本当に不思議なんです。不信感を持つわけでありませう。

市民との法的契約、約束があるにもかかわらず、左京地区における現地建てかえありきの方針が、もし市役所に実際にあるとすれば、市民からの信頼を揺るがすものとして、私は本当に憂慮すべき問題であると思っております。

策定委員会が多額の費用を費やして合理的に絞った候補地、それが先ほど御提案いただいていた地域じゃないですか。当該地域の住民の方々からも建設候補地として提案していただいているという善意もあるわけですから、これを無視することなく合理的な意思決定のもと、移転建てかえに向けた施策を推進していただくよう求めたいと思っておりますがいかがですか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 議員がおっしゃっていただいている自治会というのは、実際にはもう御家族のみほぼ3世帯だけの自治会さんでございまして、いわゆる社会通念上で我々が認知するところの住民の自治組織とは少し形態を異にするというふうに考えております。

当該地域については、当然我々も連合会さんを窓口といたしまして、これまでもさまざまな情報提供、またお願いにも上がらせていただいたわけでございますが、その中で最終的に受け入れが困難であるということをお非常にさまざまな形で御意見を頂戴し、市として判断をしたわけでございます。

今回、御提案をいただいたのが、いわば個人営業に近いような自治会さんとは違って、いわゆる連合会であったり、いわゆる社会通念上の一般的な自治会さんから頂戴をした御意見であれば、恐らく連合会のほうもその内容については受けとめをされたのかなというふうに思いますけれども、現実的な提案ではないというふうに私どもとしては考えております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 今回の御答弁はちょっと失礼な内容かなと思うんですけれども、御提案いただいている自治会さんは自治会じゃないということですか。これ、ほかの都市部の自治会と比べてはいけませんよ。その地域自体の世帯数がかなり少ない地域でありますので、そういった語弊のあるような言い方はちょっと当該自治会の皆さんに失礼かと思っております。一つの自治会として

しっかりと活動されているわけですから、これを市が勝手に、いや、社会通念上の自治会とは違っているんだと、そんな言い方をされる覚えはないと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 数の大小がということではなくて、やはり地域の住民の皆様の集まっておられる集合体として、自治会自体は法で別に決められているものではありませんので、任意でさまざまにつくることは可能かと思っております。

ただ、実際に、このクリーンセンターのように、今後周辺の地域の皆様とのたび重なるさまざまな協議などを具体的に行っていく主体としてどのような形態であられるのかということ、一つ重要な部分だというふうに思っておりますので、人数が少ないからどうだということではないんですけれども、当該地域において、これまでも再三お願いに上がらせていただいた中で、その方々も含めて私もお願いに上がった経緯がございます。その中で、連合会の単位としても受け入れができないというお答えをいただいているという経緯でございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 市長はそのようにおっしゃるんですけれども、実際はこのように提案があったわけじゃないですか、自治会から。そういった事実をしっかりと議会にも市民にも情報提供をいただいて、その上で住民の皆さんの意向を確認したけれどもやっぱり実態は違うんだって、それだったら納得いくんですよ。

でも、こういった情報を議会にも出さず、市民にも説明せず、そういったやり方だったら現地建てかえありきのような、そういう姿勢に捉えてもおかしくないと思うんですけれども、その点はいかがですか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 何度も申し上げますが、我々がこれまで検討、議論を進めてきた計画地と全く異なる可能性を提案いただくということがかかいますと、これは大変有意義な議論になっていこうかというふうに存じております。

一方で、繰り返しになりますが、現実的な形で今回連合会さんのほうに提案をされたというものではないというふうに認識いたしておりますので、そういった御意見も頂戴をしたというのは事実でございますけれども、連合会さんのほうでは、そのような取り扱いはなされなかったということが結果でございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 自治連合会のほうにおいてどのように取り扱うかというのは、私はその点を質問しているわけではございませんので、奈良市長に対してこういう提案が自治会からあったと、こういった事実をしっかりと情報提供していただきたい。

先ほど申し上げた交通渋滞の解決策等、こういった資料を具体的に道とか費用とか、こういった道だったら概算20億円だというふうにも示されておりますけれども、これを住民に説明したのは一体いつなんですか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 何月何日かということはあるんですけれども、今お示しいただいているように、道路改修というものが当該地域においては、これまでも長年の懸案であったというふうに聞いておりましたので、市としても最大限、地元への活性化策といたしまして複数の道路改修案というものは、自治会さんを通じて御提案をさせていただいた経緯がございます。

- 議長（北 良晃君） 三橋君。
- 16番（三橋和史君） 質問に答えていただけますか。いつなんですかという質問です。
- 議長（北 良晃君） 市長。
- 市長（仲川元庸君） 今、手元では何月何日と申し上げる資料はお持ちいたしておりません。
- 議長（北 良晃君） 三橋君。
- 16番（三橋和史君） 何月ごろでしょうか、環境部長もいらっしゃるので。
- 議長（北 良晃君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後4時21分 休憩

午後4時28分 再開

- 議長（北 良晃君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

- 
- 議長（北 良晃君） 市長。
- 市長（仲川元庸君） 先ほど三橋議員からお示しをいただきました資料でございますが、それは今申し上げていた当該自治会の方からの要請をいただいて市がお持ちをしたということで、昨年の秋ごろというふうに聞いてございます。

- 議長（北 良晃君） 三橋君。

- 16番（三橋和史君） そうですね。先ほどまでの答弁だったら、これをお示しになったのが5年、6年、7年ごろ前の話だというような解釈もされかねないわけでありますので、その点、昨年の秋にこうやって具体的に案まで示して、市が当該地域に説明をしに行っているという事実、（「違う、違う」と呼ぶ者あり）これもなぜ隠すようなことをされておるのかちょっと理解ができないんですけれども。

ちょっと時間ありませんので次を申し上げますけれども、（「ちょっとおかしい」と呼ぶ者あり）時間の都合もありますので、環境部における不祥事に対する市の対応についてお尋ねをいたします。

平成27年7月、市が収集した空き缶について、奈良市清美公社の職員が窃盗しようとしているところを把握しておきながら、これについて刑事告発を怠っていたということについてお尋ねをいたします。

刑事訴訟法第239条第2項にはどのように規定されていますでしょうか。

- 議長（北 良晃君） 市長。
- 市長（仲川元庸君） 刑事訴訟法第239条につきましては、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と規定されております。
- 議長（北 良晃君） 三橋君。

- 16番（三橋和史君） 先ほど申しあげました私が紹介した事案、平成27年7月ごろ、奈良市清美公社の職員が窃盗未遂をされていたと。これは、窃盗未遂を現認しておきながら、法律にも刑事告発をしなければならないというふうに規定されているにもかかわらず、なぜ行わなかったんですか。

- 議長（北 良晃君） 市長。

- 市長（仲川元庸君） 本件については、リサイクル推進課の空き缶のストックヤードに置かれていた市が収集いたしました空き缶の入った網袋を、清美公社の臨時職員が持ち去ろうとしている

ところを、リサイクル推進課の職員が注意して、その場で空き缶の網袋を全て返却させたものでございます。

本件については、刑事処分を要するほどの可罰性が高いとは言い切れないというようなことから、今御指摘をいただいた法に違反するということではないというふうに考えております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 例えば、犯罪の被疑者に対して、処罰を求めるため起訴することが相当かどうかということは、検察官の権限じゃないんですか。なぜ、奈良市役所が勝手に判断しているのか、これは理解できないんですけれどもね。市長は不祥事をなくすのをゼロにすることはできないというふうにおっしゃっていたということもテレビで紹介されていましたが、毅然と不祥事に対しては対処していただければ、やっぱり市民としては困るわけです。このような対応をしていられれば、不祥事に甘いというふうに言われかねない、そのように思いますので毅然とした対応をしっかりとお願いをしたいというふうに思います。

また、職員のこういった違法行為によりまして市に損害が発生している場合には、奈良市ではその賠償を請求していただくことが基本的な方針であるというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 職員が不祥事を起こしまして市に損害を直接的に与えたということであれば、当然、その金品等については返還してもらうということは大前提でございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） はい、ありがとうございます。

一般的な案件といたしまして例示をさせていただくんですけれども、鬱病だということでも市に届け出をして、しかしながら自営業の事業を手伝っていたというようなことになったら、市から給料も支払われているわけですね。こういったものについても、やっぱりこれは市に損害が発生しているわけですから、民事上もこういった損害賠償請求を毅然としていくべきだというふうに思うんですけれども、こういった点はいかがですか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 職員不祥事問題についてはやはり全庁的に意識を高めて、当然問題を起こせば厳しく処分をされるということが大前提でございます。

今回の兼業疑惑の職員不祥事問題についても、本市の懲戒審査委員会での答申をさらに上回る厳しい処分をさせていただいております。

今後も引き続き、厳正な姿勢で臨んでまいりたいと考えております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 懲戒処分ではなくて、民事的な事項として損害を請求していくと、賠償を請求していくということはないんですか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 具体的な事案がないと、民事訴訟をするのかしないのかというのは、なかなかお答えすることは難しいかというふうに存じます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） そういった懲戒処分とは別に民事上の損害が発生しておれば、やっぱり市の損害を請求していくということ、これは必要だというふうに市民からたくさんの声を我々いただいておりますので、そういったところに関しても毅然とした対応をしていただきたいと思います。

ふうに思います。

先般、私は市の家庭系ごみの収集業務に関して、市民の権利擁護の観点から質問したところ、議論のかみ合わない環境部の管理職さんもいたように思いますけれども、環境部のコンプライアンスの向上、またリーガルマインドの向上、これは絶対に必要だというふうに考えているんですけれども、具体的にどのような対応を行っていく方針なのかどうか、方針があるのかどうか、聞かせていただけますか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 環境部の不祥事問題については、これまでもさまざまな不祥事を起こしてきたところでございます、私どもといたしましても、組織のさらなる綱紀粛正に努めていかなければと改めて思いを強くいたしております。

いろいろな方策がございますが、やはり意識改革ということが最終的に一番重要だというふうに思っております。その点については今後も引き続いてより厳しい対応をし、また、職員がみずから不祥事をなくしていくという風土をつくっていかねばというふうに感じております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） ぜひ具体的な方針を示して、それをぜひ実行していただきたいというふうに思います。

最後に申し上げますけれども、冒頭演壇でも申し上げましたけれども、今、奈良市が議会や一般に対して提供する情報のあり方について、やっぱり今の議論を聞いていても市民の皆さんは、多分、不適切な部分が多々あるというふうに思われると思うんです。これらは即刻改善していただきたい、このように思います。

持ち時間がございませんので、質問できなかつた通告事項については、また別の機会に行うこととしたいと思います。

以上で、日本維新の会を代表しての質問を終わります。ありがとうございました。